

- 2 請負者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。

1.1.26 スライド条項の適用

- 1 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、次項から第 7 項までの定めにより行うものとする。
- 2 賃金又は物価の変動

スライド条項にいう賃金又は物価の変動とは、当該工事場所のある都県における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械及び仮設材の損料、賃料、運送料等に関する価格水準の変動をいう。
- 3 請求の方法
 - (1) 発注者又は請負者（以下「請求者」という。）が賃金又は物価の変動状況、当該工事の残工事量等から勘案し、適当と判断した日にスライドの請求を行うことができる。ただし、請負契約締結の日又は直前のスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求した日から 12 か月を経過した後であって、残工事の工期が当該スライド請求をする日から 2 か月以上あるときでなければならない。
 - (2) 前号の請求は当該請求者が「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更協議書」を相手方に提出することにより行う。
- 4 適用の基準日

スライド条項の規定を適用する基準日は、契約書第 25 条第 3 項の規定に基づき、請求者から請求のあった日とする。
- 5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量は、契約数量に対する基準日までの工事出来形部分（施工済数量）を基準日直前の実施工程表を用いて確認し、契約数量から差し引いて算出する。
- 6 残工事量の認定
 - (1) 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の認定については、スライドの請求があった日から起算して 14 日以内で発注者が請負者と協議して定める日において、総括監督員が認定するものとする。この場合において、請負者の責めにより遅延していると認められる工事量は残工事量に含めず、基準日までの工事出来形部分に含めるものとする。
 - (2) 前号の残工事量の認定のために必要となる基準日までの工事出来形部分の確認は、「残工事数量確認書」により、請負者の立会の上、現場監督員が行う。この場合において、必要な資料等の作成は、請負者が行うものとする。

で、J I S又はJ A Sのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

- 5 請負者は、設計図書、標準仕様書又は改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書、改修標準仕様書又はJ I Sで指示する方法により、試験を行わなければならない。

1.9.5 工事材料の検査

- 1 請負者又は現場代理人は、**設計図書**に監督職員の検査を受けて使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。
- 2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書、改修標準仕様書及びJ I Sの規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を**確認**するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2) 請負者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに替えることができる。なお、監督職員の**承諾**を得たものについては、この限りでない。
 - (3) 設計図書に定めるJ I S又はJ A Sのマーク表示のある材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。
 - (4) 請負者は、**設計図書**に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。
 - (5) 監督職員が**指示**した場合は、請負者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。
- 4 数量検査
請負者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項

に規定する手続きにより**提出**するものとする。

5 監督職員の**立会**

請負者は、材料試験を行う場合において、**設計図書**に定めるとき又は監督職員から**指示**があったときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。

6 品質の保証

請負者は、1.9.5の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る請負者の責任を免除されない。

7 材料の保管

請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

8 再検査

請負者は、1.9.5の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、1.9.5を準用して再検査を受けなければならない。

9 材料の採取地

請負者は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を**報告**しなければならない。

- 10 請負者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に**提出**しなければならない。